

東北森林管理局保護林等設定管理委員会
概要

1. 日時及び場所

平成28年3月8日（火曜日） 13時00分～16時00分
東北森林管理局 2階大会議室

2 議題

- ・ 保護林等管理設定委員会について
- ・ 保護林制度の改正及び再編について
- ・ 平成27年度保護林モニタリング調査結果について

3. 保護林の再編等にかかる主な意見

(1) 保護林の再編について

- ・ 今回の保護林区分の再編は全国的なものであり、その中で東北地方の位置付けや特徴を踏まえて検討していく必要がある。
- ・ これまでの保護林区分は生態学の観点、あるいは人の利用による観点などが総合的に含まれていたのに比べ、新たな保護林区分では生態学的要素が非常に強くなっている。いずれの保護林にも該当しないものの、管理のあり方についても検討を進めてほしい。
- ・ 生物群集保護林に移行するものについては、保全利用地区を設ける方がよいことになっており、区域の拡大も一つのテーマになると考えている。
- ・ 特定地理等保護林や郷土の森等について、新たな保護林区分から外れる場合は、市町村の樹木の制度や景観法等、他制度まで視野に入れて検討してほしい。
- ・ 個別の保護林の扱いについて議論をする場合、県単位で行うのか、保護林がある場所の周辺でやるのか、局をまたいでいる箇所はどうするのか、検討が必要。
- ・ 生態系の多様性、種や遺伝子の多様性の観点から、林木の遺伝資源を保全していく必要がある。
- ・ 木材生産などが行われているところにおいて、森林生態系の復元の取組を設定する場合、地元の生産者とのバッティングが発生するのではないか。
- ・ 森林生態系の復元の取組については、地元において趣旨に対して反対する可能性は低いのではないか。検討に当たっては、隣接する民有林を含めて検討するなど地元の理解を得ていく必要がある。
- ・ 生物群集保護林の地帯区分の要不要については、再編案が示されてからでないと検討は難しい。
- ・ 新たに地帯区分を行う場合には、どこで線引きするかなど綿密な調査を行う必要がある。
- ・ 保護林制度に新たに盛り込まれたメタ個体群の考え方は、飛び地など分散しているものを全体として管理していく概念である。分散している保護林同士を一つの保護林として見ることはできないか。
- ・ 林木遺伝資源保存林では個体を対象としていることから、遺伝的には面積にこだわらずに残してほしい。
- ・ 分布限界に位置する希少個体群保護林などにおいて、必ずしも5ヘクタールとれない場所も考えられるが、例外的な対応を検討することはできないか。

(2) モニタリング調査結果について

- ・ モニタリング調査において、和名の使い方については、統一した方がいいと思う。
- ・ 今後、早池峰山のニホンジカの被害が顕在化してきたときの対応策を持っておく必要がある。
- ・ モニタリング調査において、要観察との結果となった場合には、細かい観察と対応の検討をしていただきたい。